

この制度は、現在（昭.40.6）
全国で約200の事業場が
実施しており
たいへん好評です。

——ある会社の場合——

従業員1,830名

従業員世帯500世帯

制度担当部局	厚生課
ホームヘルパー	2名
家庭派遣時間	9時—17時
家庭の利用料	1日 200円
ホームヘルパーの給与など	
月給20,000円	賞与 年2回
通勤費支給（派遣交通費は会社負担）	
作業衣 作業用具貸与	

中 小 企 業 の 場 合 は

協同組合等が実施主体と
なり、共同の方式により
行なうことができます。

問 合 せ や 御 相 談 は

この制度の実施方法やホームヘルパーに
ついで問い合わせ、相談、くわしい資
料などは、各都道府県婦人少年室へ御連
絡ください。

婦人少年室の所在地は

山形婦人少年室

山形市宮町2丁目13番28号
電 話 23880

事業内ホームヘルプ制度

の

お す す め

事業場が
従業員の家庭の
家事援助をするために
ホームヘルパーを
派遣する制度

それが

事業内ホームヘルプ制度

です

労働省婦人少年局

リーフレットNo.93

1965. 6.

この制度のあらまし

この制度はだれが実施するか

会社や工場が、福利厚生の一環として行ないます。

この制度を利用できるのは

その会社の従業員で、家事担当者が病気などのため、家事処理に困った場合です。

だれがホームヘルパーの雇い主か

この制度を実施する会社や工場です。

(個々の家庭ではありません)

賃金も会社から支払われます。

(会社では、派遣家庭から低額の

利用料をとることがあります)

ホームヘルパーの働く時間は

労働基準法の適用を受けますので、原則として実働8時間以内です。

ホームヘルパーはどんな仕事をするか

普通の家事をしますが、やりかたは“標準家事作業”によります。

(病人の専門的看護や、家業の手つだいはしません)

ホームヘルパーになる人は

“ホームヘルパー養成講習”などで一定水準の技術を習得した婦人です。

制度実施の利点

事業主にとっては……

- 従業員が家事の都合で休むことが少なくなります
- 従業員の家庭生活の安定をたすけます
- 災害を防止し生産性向上にも役立ちます
- 制度の経費はわずかですみます

労働者にとっては……

- 主婦が病気などの時も 家事の手代りが得られます
- 家庭のことに気をとられずに勤務することができます
- ヘルパーは専門家です 安心して家事処理がまかせられます
- 利用料は安くすみます

ホームヘルパーにとっても……

- 会社の従業員として 身分が安定しています
- 働く時間など 労働条件がはっきりしています
- 勤労者の家庭生活を助け 社会のためにも役立つ喜びがあります
- ヘルパーは今日の新しい職業です